

古文書で探る庶民のくらし

～宗旨改めの起請文①～

岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

前号の松原村宗旨改帳に、11歳以上の男女が誓紙判形したとある。この誓紙判形は、血判で誓約した宗旨起請文のことである。起請文は、契約事項を記す「前書」と、それを神仏に誓い、違反すれば神仏の罰を受けるとする内容の「神文」から成る文書である。

今回は、『吉田文書』収載の1789(寛政元)年の宗旨起請文を紹介する。誓約事項の前書が簡条書きである。

【遠賀郡の内松原村、切支丹宗門を重畳御改め成さるに付き、起請文書上げ申す事。一、庄屋・五人組並びに妻子其の外名子・荒任子又は前々より居り来たり候牢人等迄、村中の人数男女共残らず宗門相改め、書上げ申し候。切支丹宗門のもの御座無く、ころび切支丹の者隠し置き申さず候。誓紙判形並びに面々旦那寺の証拠、判形、筆元を御見届け成され候帳面の外、男女共耆人も隠し置き申さず候。向後牢人等に至る迄、隠

し置き申す間敷き事。】

重畳は重ね重ねの意。五人組は、連帯責任を負う隣組で、福岡藩では1組10軒程度で組合と称した。ころび切支丹は、切支丹宗門を棄てること。帳面は宗旨改帳を指す。向後は、今後の意である。

【一、村中の人数男女共、只今書上げ申し候帳面の宗門以来替え申す者、又は旦那寺を替え申す者これ有るに於いては、その旨を急度御役所へ申し断るべく候事。】

急度は、屹度の当字で間違いなくの意。御役所は、郡役所のこと。福岡藩の農村全体を支配、行政を司る役所である。申し断るは、事情説明し理解を求めること。

【一、村中の人数、親子、兄弟、親類、縁者、他人共、宗門胡蓋に見及び候者御座候はば、切支丹宗門と慥に見定め申さず候とも、御郡奉行へ申し上ぐべく候。庄屋、五人組中にも宗門不審に見及び候者これ有るに於いては、用捨無く申し上ぐべく候。●●●たり

共、不審成る者は見逢い仕り間敷き事。】

胡蓋は、胡散の当字で怪しい、不審の意。郡奉行は、郡役所の長である。

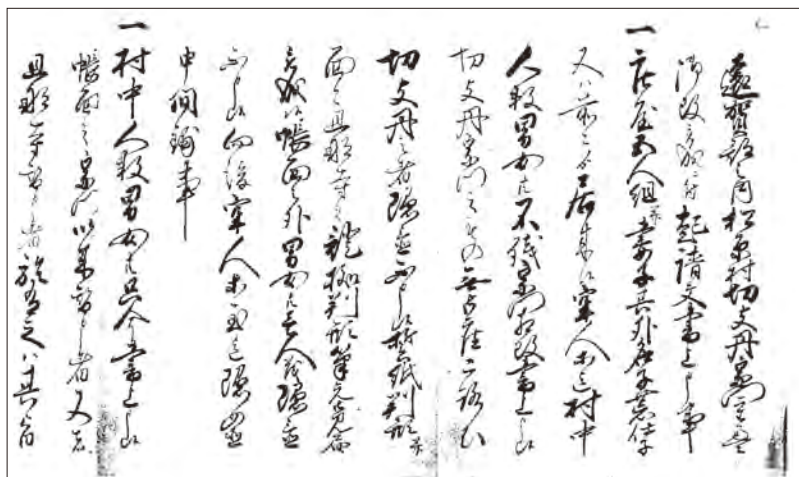
【一、諸勧進の者、村中を振れ、逗留致させ申す間敷き事。】

勧進は、寺社の新築・再建などのため寄付を募ること。逗留は、宿泊することである。

【一、他国他郷より親類、縁者、知人等頼み来たり候はば、庄屋、五人組中、早々に申し断り、その上にて宗門相改め、うさん成る者に候はば留め置き、急度御郡奉行へ申し上ぐべき事。一、村中で死人これ有る時は、其の者の旦那寺の住持に、死骸を見せ取納めさせ申すべく候。若し旦那寺の住持指合申し候はば、兼ねて御定め置かれ候後見の僧又は組合寺の住持、死骸を見届けさせ結縁致させ申すべく候事。】

指合は、差支えること。結縁は、仏法と縁を結び成仏させること。お葬式と解すればよい。

【一、当村へ山伏参り居住仕り



『吉田文書』収載の宗旨起請文

※文中「●●、●●」は、広報紙にふさわしくない表現のため表記していません

相果て候はば、同宗の山伏に死骸を見せ、取り納めさせ申すべく候事。一、当村へ吉田神道の社人参り居住仕り相果て候はば、同流の社人に死骸を見せ、取り納めさせ申すべく候事。】

次号につづく